

計量法（平成四年法律第五十一号）第一百条において準用する同法第六十六条の規定によつて指定製造事業者の指定の効力を失つたことを確認したので、同法第二百五十九条第一項第四号の規定に基づき公示する。

令和七年十一月二十一日

経済産業大臣 赤澤 亮正

指定番号	指定年月日	失効年月日	事業の区分の略称	製造事業者の名称	指定の効力が失効した工場又は事業場の名称及び所在地
一一二一〇〇一	平成八年四月十五日	令和七年十月三十一日	温水メーター	東洋計器株式会社	東洋計器株式会社 水道本社工場 長野県松本市和田三九六七番地一〇